

登園の時期についてのお願い

() は学校伝染病に指定されており、登園停止の基準は、次の通りです。
治癒証明書に主治医の証明を得て登園して下さい。(治癒証明が得られないと登園できませんので
ご注意ください。)

病名	おおよその治癒期間
・麻しん (はしか)	・解熱後3日を経過してから
・インフルエンザ	・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
・風しん	・発しんが消失してから
・水痘(水ぼうそう)	・すべての発しんが痂皮化してから(かさぶた等)
・流行性耳下腺炎	・耳下腺が腫れた後5日を経過し、かつ全身症状がよくなってから (おたふくかぜ)
・結核	・感染のおそれがなくなってから
・咽頭結膜熱	・主な症状が消え2日経過してから (プール熱)
・流行性角結膜炎	・医師により感染のおそれがなくなると判断されるまで
・百日咳	特有の咳が消えるまで

治癒証明書

名前 ()

上記の児童は () が治りましたので、登園可能と認めます。

20 年 月 日

医師名

印